平成２１年（フ）第１９２号
山口県下関市吉見古宿町３番21号
債務者　生野　克典
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
佐賀県小城市牛津町上砥川473番地２
債務者　古賀美津子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2250番地14
債務者　山本紗弥佳
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
佐賀県佐賀市神園６丁目６番41号
債務者　城島　理人
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
佐賀県佐賀市多布施１丁目５番18号
債務者　大塚リヱ子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
佐賀県佐賀市本庄町大字鹿子10番地
債務者　髙森　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
佐賀県佐賀市八戸２丁目２番46号
債務者　岩橋　和子（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
佐賀県佐賀市大財６丁目１番６号
債務者　鶴田　京子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
佐賀県小城市三日月町久米511番地１
債務者　江島　謙二
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1585番地１
債務者　二宮　健一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８６号
石川県加賀市片山津町オ12番地　久保アパート３号
債務者　桒原ヨシ江
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１２２号
松江市東津田町338番地１　ハビテーション長通Ｂ棟201
債務者　武田　知恵
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２６号
松江市竹矢町1550番地46
債務者　落合　由紀
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２８号
松江市西嫁島３丁目１番14号　西嫁島アパート201号、前住所島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2550番地29
債務者　小室　　茜（旧姓岩山）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２５号
大分市大字皆春1087番地の１　エスパシオＢ103
債務者　石原　隼人
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３４４号
大分市下郡南５丁目４番24号　ＹａｎｄＹ202
債務者　佐藤　彰展
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３６２号
大分市大字松岡4011番地
債務者　岩田　美穂（旧姓庄）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３７５号
大分市原新町18番29号　原新町スカイマンション302
債務者　梶本千賀子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係